

戦略的国際共同研究推進事業実施規程の取扱いについて

4 農 会 第 4 8 6 号
令 和 4 年 1 1 月 8 日
改正 5 農会第 815 号令和 6 年 3 月 28 日

「戦略的国際共同研究推進事業実施規程」（令和 3 年 1 月 5 日付け 2 農会第 530 号農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）第 5 の 1 の（3）において、研究開発提案書が選定された応募者（コンソーシアムによる応募の場合はその代表機関をいう。以下同じ。）は、当省との委託契約締結前までに、国際共同研究を実施する相手国の実施機関と当該研究課題の実施に係る共同研究契約を締結することとしているところ。

このことについて、今般、事業開始初年度の適切な予算執行と十分な研究実施期間の確保を目的として、以下のとおり定める。

記

- 1 応募者は、原則、当省との委託契約を締結する前までに、国際共同研究を実施する相手国の実施機関と当該研究課題の実施に係る共同研究契約を締結すること。
- 2 応募者は、1 の相手国の実施機関との調整に時間を要し、契約候補者決定通知後 1 か月を経過しても共同研究契約の締結まで至らない場合、共同研究契約書の案及び事前着手計画書を農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）に提出し、事務局が認めた場合には、共同研究契約を締結する前であっても、後日締結されることを前提として、当省との委託契約手続を進められることとする。

なお、事前着手計画書には、以下の事項を記載すること。

 - ・ 委託契約の締結後から、相手国の実施機関との共同研究契約の締結までの間に、着手する事項
 - ・ 共同研究契約の締結に向けた作業状況、締結時期の見通し
- 3 応募者は、2 によって当省との委託契約を締結した場合でも、事前着手計画書に記載した、共同研究契約の締結までに着手する事項以外の活動について

は、共同研究契約の締結後に行うこととし、また、共同研究契約の締結後は、速やかにその写しを事務局に提出すること。

- 4 3の共同研究契約の締結を、当該年度の2月末までに行えなかった場合には、本委託事業の遂行が困難と考えられることから、応募者と事務局は、委託事業の中止も含め、今後の進め方について協議を行うこととする。また、協議の結果、翌年度以降も委託事業を継続する場合であっても、翌年度の委託契約の締結は、共同研究契約の締結後とする。